

令和 2 年度  
第 7 回福島県森林審議会議事録

日時：令和 3 年 3 月 2 6 日（金）  
場所：杉妻会館 4 階 牡丹

福島県農林水産部  
森林計画課

## 令和2年度第7回福島県森林審議会議事録

1 日 時 令和3年3月26日（金） 14時30分～16時15分

2 場 所 杉妻会館 4階 牡丹

3 出席者

（委員）

藤野正也会長、秋元公夫会長代行、緑川平壽部会長、阿部恵利子委員、今野万里子委員、齋藤久美子委員、齋藤澄子委員、白岩和子委員、田坂仁志委員、豊田新一委員

〔※下線部の4名の委員はリモートで参加しました。〕 (以上10名)

（福島県）

農林水産部長、農林水産部技監、農林水産部政策監、農林水産部次長（森林林業担当）、農林企画課長、森林計画課長、森林整備課長、林業振興課長、森林保全課長

(以上9名)

4 議 事

- (1) 新しい福島県農林水産業振興計画（中間整理案）
- (2) 今後のスケジュール及びパブリックコメントの実施
- (3) その他

5 報告

令和3年度 農林水産業施策の基本方向

6 その他

連絡事項

7 閉 会

8 発言者名、発言者ごとの発言内容

以下のとおり

<p>司会 (三浦総括主幹)</p>	<p>本日は、大変お忙しい中、福島県森林審議会に御出席をいただき、ありがとうございます。</p> <p>本日の進行役を務めさせていただきます、森林計画課総括主幹の三浦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それではただ今より、福島県森林審議会を開催いたします。</p> <p>はじめに、藤野会長より御挨拶をお願いいたします。</p>
<p>藤野会長</p>	<p>委員の皆様には、大変お忙しい中、リモートでの参加を含め、御出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>連日報道があるように、新型コロナウイルス感染症に伴う、感染者数がいまだ収まらず、前回に引き続き、感染防止対策の観点からリモート形式での会議となっております。</p> <p>さて、令和元年12月3日に諮問を受けました「新しい福島県農林水産業振興計画」につきましては、これまで計4回の審議を行い、本日は中間整理案について御審議をいただくこととしております。</p> <p>東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故から10年が経過しましたが、福島県の農林水産業は、未だ広範囲で放射性物質の影響が続くなど、復興の道は半ばであるといえます。</p> <p>委員の皆様の活発な御意見により、より良い計画にしていくことが、将来、福島県の農林水産業が発展していく道しるべになると考えておりますので、皆様には忌憚のない発言等をくださるようお願い申し上げます。</p> <p>本日は、よろしく申し上げます。</p>
<p>司会 (三浦総括主幹)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、松崎農林水産部長より挨拶を申し上げます。</p>
<p>農林水産部長 (松崎部長)</p>	<p>部長の松崎でございます。</p> <p>審議会の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>また、リモートで御参加いただいている委員の皆様、いろいろと御配慮いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日は、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>震災から10年が経過いたしました。</p> <p>この間、被害を受けた林地・林道等の復旧がおおむね完了しているほか、里山再生事業が本格的に始まるなど、これまでの復興に向けた取組が着実に進展してきております。</p> <p>一方で、県内の森林は、未だ広く放射性物質の影響を受け続けているほか、森林整備面積は震災前の半分に満たないなど、厳しい状況も続いております。</p>

県といたしましては、市町村や関係機関と連携し、引き続き、ふくしま森林再生事業や広葉樹林再生事業に取り組むとともに、「林業アカデミーふくしま」における研修を通じた林業従事者の育成に努めるなど、森林林業の復興・再生に全力で取り組んでまいります。

さて、前回の審議会におきまして、新しい福島県農林水産業振興計画の原案について御審議いただきました。

本日は、前回までに頂いた御意見を基に、整理したものを御説明した上で、中間整理案、施策の達成度を測る指標、数値設定等について御審議いただきたいと考えております。

本県の森林・林業の再生をしっかりと支える計画とするため、委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見、御助言を賜りますようお願いいたします。また、挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

司会  
(三浦総括主幹)

ありがとうございました。

なお、松崎農林水産部長は所用がございますので、ここで退席させていただきます。

それでは、お手元の資料の御確認をお願いいたします。

お手元の冊子の5枚目、資料一覧の見出しの次のページでございます「配布資料一覧表」を御覧下さい。

本日の審議会の資料は、「次第」、「出席者名簿」、「座席表」、「委員名簿」、資料1から資料4、参考1から参考3のとおりでございますので、御確認をお願いいたします。

なお、県側の出席者でございますが、次第の次のページでございます「出席者名簿」を御覧願います。

それでは、4ページ目の委員の出席状況について、御報告させていただきます。「福島県森林審議会出席者名簿」を御覧下さい。

本日、前回同様、リモートによる開催形式としております。

リモートにて参加いただいている委員は、出席者名簿の氏名のところに、※印を表記しました。

阿部恵利子委員、今野万里子委員、豊田新一委員、緑川平壽委員の4名となっております。なお、豊田委員、緑川委員は、いわき農林事務所のサテライト会場からの参加となっております。

また、本日欠席されております委員ですが、荒川敦郎委員、遠藤忠一委員、酒井美代子委員、佐藤淳一委員、関奈央子委員の5名から、欠席の御報告をいただいております。

以上、委員総数15名のところ10名の出席となっており、福島県森林審議会規程第4条に定める委員の過半数の出席を得ておりますので、当審議会は、

有効に成立しております。

それでは、次第5の議事に移らせていただきます。

福島県森林審議会規程第5条により会長が議長となりますことから、藤野会長に議事進行をお願いいたします。

それでは、藤野会長よろしくをお願いいたします。

議長(藤野会長)

委員の皆様のご協力をお願いいたします。

始めに、森林審議会規程第7条第2項により議事録署名人を2名指名いたします。齋藤澄子委員と白岩和子委員に、よろしくをお願いいたします。

それでは、議事(1)「新しい福島県農林水産業振興計画(中間整理案)」について、事務局より説明願います。

事務局

(森林計画課  
會田主幹)

森林計画課主幹の會田です。よろしくお願ひします。

「新しい福島県農林水産業振興計画(中間整理案)」について、説明いたします。

説明に入る前に、本日の審議会の位置づけではありますが、今回の審議会で福島県農林水産業振興計画(中間整理案)を取りまとめる方向で、議論をしていただければと考えております。

昨日までに農業振興審議会、水産業振興審議会が開催されまして、この中間整理案の取りまとめについて、審議をいただきました。

それぞれの審議会の審議内容を踏まえ、最終的に中間整理案を取りまとめることとしております。

資料1を御覧下さい。

令和2年9月及び令和3年1月に開催しました森林審議会、農業振興審議会、水産業振興審議会において、委員の皆様から頂いた御意見等を取りまとめたものです。

主に令和3年1月の森林審議会等で頂いた御意見についての対応方向について、説明させていただきます。

1ページを御覧下さい。

1 基本目標(スローガン)についてです。

下段の4番目の○、書き込みが足りない。もうかる農山漁村を目指すように受け取れる。

5つ目の○、「もうかる」ことで農林水産業の課題がすべて解決するような道筋になっているように感じる。

6つ目の○、儲かることは最終的な目的ではない。キーワードは「安定的」「継続性」なのではないか。などの御意見を頂きました。

これに対する対応方向ですが、

1つ目の○、人により受け止め方や解釈が違うため、誤解をうけないように表現していく。

2つ目の○、文章が短すぎるため、伝わるように表現していく。

として、本文を修正しております。

具体的な内容については、この後、本文の方で説明いたします。

2ページをお開き下さい。

## 2 担い手の確保について

4つ目の○、効率よく林業の担い手を確保するには、ターゲットを絞り、興味のある人に的確にアプローチする必要があるのではないかなど、などの意見を頂いております。

対応方向として、4つ目になります。高校生等を対象とした林業現場見学会やインターンシップの実施等による林業就業への意識醸成などに取り組む。

5つ目として、林業にあっては労働安全衛生の確保や福利厚生の実施なども推進する。

として、本文を修正しております。

## 3 子どもたちへの意識醸成について

2つ目の○、大人ばかりでなく、子どもたちへの担い手対策が必要ではないかなど、などの意見を頂いております。

対応方向として、2つ目になります。高校生等を対象とした林業現場見学会やインターンシップの実施等による林業就業への意識醸成などに取り組む。

として本文を修正しております。

## 4 農山漁村の維持・発展について

2つ目の○になります。都市部との人と共創していく仕組みづくりが必要ではないかなど、などの意見を頂いております。

対応方向として、2つ目になります。都市住民も含めた地域内外の様々な方々が、多面的機能の維持・発揮のための活動等に参画する取組を支援する。

として本文を修正しております。

3ページを御覧下さい。

## 5 気候変動等への対応について

森林審議会では、特に御意見はありませんでしたが、対応方向として、2つ目になります。森林整備・保全や森林づくり意識の醸成等を推進するとともに、住宅や非住宅建築物の木造化・木質化による県産材の活用を促進する。

3つ目になります。成長の優れたエリートツリーの種苗生産体制を確立する。

として本文を修正しております。

## 6 新型コロナウイルス感染症への対応について

林業関係については、大きな影響は出ていない状況ですが、農林水産部全体の対応として、取りまとめておりますので、説明いたします。

4ページをお開き下さい。最後のページになります。

新型コロナウイルス感染症に起因する影響と新しい計画における方向性(案)になります。

林業関係のみを抜粋して説明いたします。

中ほど、緊急的な対応ですが、農林漁業者の経営や生産支援として

6つ目、大径原木加工施設整備助成

7つ目、燃料用丸太転換への助成、を行っております。

右側になりますが、新しい計画における方向性としては、中長期的な対策として、

1つ目として、事業継続計画（BCP）策定支援

5つ目として、地方移住への関心が高まっているこの機を捉え、新規就農・就業者の確保の促進、などに取り組んでいくこととしております。

3ページにお戻りください。

7 成果を図る指標の設定についてですが、森林審議会からは意見はございませんでした。

対応方向として、1つ目として、新しい計画に掲げるめざす姿の実現に向け、策定後における各政策の進捗状況把握及び評価を適切に行っていくため、それらの基準となる達成目標（指標）を設定する。

2つ目として、指標は、統計によらない独自の指標を含め、各政策・施策における具体的な取組を包括し概ね全体を表すものを設定する。

こととしております。以上で、資料1の説明を終わります。

続きまして、資料2-1を御覧下さい。

福島県農林水産業振興計画（中間整理案）になります。

本文の説明に入る前に、農林水産業振興計画における「2050年カーボンニュートラルの考え方」について、説明いたします。

先般の福島県議会定例会において、知事が「2050年カーボンニュートラル宣言」を行いました。

現在検討が行われている県総合計画においても、カーボンニュートラルを将来の姿、主要施策等に位置づけ、検討を開始しているところです。

今後の県総合計画における検討状況、県地球温暖化対策推進計画など、その他の関連計画における検討状況を踏まえ、農林水産業振興計画においても「2050年カーボンニュートラル宣言」を達成させるための政策・施策について、計画に記載することとしておりますので、御了承願います。

本文の説明に入ります。5ページをお開き下さい。

第1章 総説になります。

1月の原案から変更はございませんが、認識を統一するために説明させていただきます。

1 計画策定の趣旨です。

2行目、平成23年3月に発生した東日本大震災と、震災に続く原子力災害により、本県農林水産業はかつてない甚大な被害を受けました。

7行目、本県の農林水産業の復興・再生は着実に進んできています。一方、10年が経過した現在でも、一部の農林水産物に対する出荷制限や根強い風評が残り、また、営農再開が進まない地域があるなど、依然として多くの課題が残っています。

17行目、こうした状況を踏まえ、時代に即した農林水産業・農山漁村の振興施策を進めていくため、県が行う長期的展望に立った施策の基本的な方向性を示す指針として、新しい計画を策定します。

2 計画の位置づけです。

22行目、この計画は、県政運営の基本方針である福島県総合計画の農林水産分野の計画になっております。

25行目、本県の農林水産業・農山漁村の振興に向けた施策の基本方向を明らかにするものでございます。

3 計画期間です。

32行目、令和4年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする9か年の計画とします。

1月の審議会で示しました原案から記載内容を変更した箇所については、書き込みのように、アンダーラインで表現しております。

6ページを御覧下さい。

第2章 農林水産業・農山漁村をめぐる情勢ですが、前回の内容と大きく変わりませんので、説明は省略させていただきます。

29ページをお開き下さい。

第3章 ふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿

第1節 基本目標です。スローガンにつきましては、仮称のままですが、『「もうかる」「誇れる」共に創るふくしまの農林水産業と農山漁村』で変更はございません。

先ほど、資料1で説明しましたように御意見を踏まえ、キーワードの説明を分かりやすいように見直しております。

13行目、もうかる（所得の確保）。子どもたちが大人になったとき、農林水産業を職業として選んでもらえる魅力ある産業となること、また、農林漁



業者が意欲とやりがいを持ちながら必要な収入を得て経営を継続していくことができるという視点を表現しております。

18行目、誇れる。

安心して暮らすことができ、都市住民にも潤いや活力をもたらす農山漁村を将来に引き継いでいくこと、また、必ずしも「もうかる」ことだけが目標ではなく、農林水産業を営むことそのものに「誇り」を感じる方々も活躍できる多様性のある農林水産業・農山漁村であることが大切という視点を表現しています。

24行目、共に創る（連携・共創）。

農林水産業に関わる人だけではなく、様々な方々が地域や業種を超えてそれぞれ主体的に参画するとともに、相互に連携しながら本県の農林水産業・農山漁村のめざす姿をみんなで創り上げていくという視点を表現しています。

32ページをお開き下さい。

SDGsのロゴが各節毎に表示されているが、なぜなのか分かりづらいという御意見を踏まえ、上段に「なお、各施策がSDGsの目標の達成に貢献しているかが分かるよう、各節の冒頭に目標のロゴを示します。」と説明を追記しました。

これは農林水産業の各施策を実施していくことにより、結果としてSDGsの目標の達成に貢献することから、その関連性が分かるようにしたものです。

33ページをお開き下さい。

SDGsの説明を追加しました。SDGsのうち、森林に関するものとしては、目標15に「持続可能な森林の経営」がかがげられています。

さらに、森林は土壌を保全し（目標15）、水を育み（目標6）、炭素を貯蔵する（目標13）など、いくつもの目標に合致するものです。

福島県内の森林は主伐期を迎えており、充実した森林資源の持続的な利用により、SDGsに貢献していくことができる状況となっております。

森林の循環利用を進めていくとSDGsの17の目標のうち、14の目標の達成に貢献すると言われていています。

35ページをお開き下さい。

#### 第4章 施策の展開方向

##### 第1節 東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化です。

今回の中間整理案につきましても森林・林業関係は黒字で、農業・水産業に関係するところは灰色文字で表現させていただいております。

主に、森林・林業関係の変更点を中心に説明させていただきます。

36ページを御覧下さい。

3行目になります。非破壊検査機器を活用して多品目を効率的に出荷でき

る手法の確立と、検査機器の導入拡大、検査体制の整備などの取組について、国と連携して推進します。」と追記して分かりやすい表現としております。

8行目、「木材産業の活性化」と追記しております。

37ページをお開き下さい。

施策の達成度を測る指標ですが、38行目、森林整備面積について目標値を8千ha以上と設定しました。

この目標値の考え方ですが、元年度の実績として5,707haの森林整備を実施しております。間伐等を必要とする対象森林面積は、齢級構成が高齢級にシフトしたことから、大きく減少しています。間伐を実施する12齢級以下の森林は、平成22年度と対比しまして65%、約32万haとなっています。

また、木材価格の低迷等から皆伐が控えられていることから、植栽が減り、下刈りや除伐等を実施する若齢級の森林も減少しています。

加えて今後は成長が早く、植栽後4年程度で、10m程度まで成長する特定母樹による植栽を推進していきますので、それによる下刈り回数の減少、低コストを目指す列条間伐実施による間伐回数の減少等を踏まえるとともに、平成31年4月に施行された森林経営管理法に基づく、森林所有者から管理委託された森林を市町村が森林整備を行う分を加味しまして、8千haとしたものです。この8千haは直近実績、令和元年度の1.4倍となっております。

39ページをお開き下さい。

14行目、「林業アカデミーふくしま」と林業研修の名称について、正式に発表されましたので、追記して分かりやすい表現としております。

施策の達成度の測る指標については、31行目、森林整備面積で再掲になります。

44ページをお開き下さい。

第2節 多様な担い手の確保・育成

2 林業担い手の確保・育成です。

45ページをお開き下さい。

8行目、13行目、17行目、25行目と「林業アカデミーふくしま」を追記し分かりやすい表現としております。

19行目、森林作業道の作設、架線集材などを集中して学べる実習フィールドを整備します、と担い手の育成について追記しました。

28行目、植栽から伐採まで一連の林業技術や高性能林業機械の操作、森林作業道の作設、架線集材などを集中して学べる実習フィールドを整備します、と新規林業就業者の確保・育成について追記しました。

39行目、施策の達成度を測る指標ですが、新規林業就業者数として目標値は140人以上としました。

47ページをお開き下さい。

#### 4 経営の安定・強化

背景・課題ですが、3行目、「林業については、作業環境が天候に左右され易く、作業箇所は傾斜地が多いことや丸太などの重量物を取り扱うことなどから、林業労働災害の発生頻度は他産業と比べて高い状況となっています。」と林業における労働災害の発生状況について追記しました。

50ページをお開き下さい。

#### 第3節 生産基盤の確保・整備と試験研究の推進

##### 2 林業生産基盤の整備についてであります。

41行目、施策の達成度を測る指標として、林内路網整備延長については、目標値を8,860km以上

43行目、木材（素材）生産量については、目標値を135万 $\text{m}^3$ 以上としております。

52ページをお開き下さい。

37行目、「地球温暖化等の気候変動に対応しつつ、」と今後の状況変化について追記しております。

53ページをお開き下さい。

18行目、「成長に優れたエリートツリーの種苗生産体制を確立し、森林による二酸化炭素吸収の吸収作用の強化を図ります。」と地球温暖化対策の取組について追記しております。

56ページをお開き下さい。

#### 第4節 需要を創出する流通・販売戦略の実践

##### 1 県産農林水産物の安全と信頼の確保

##### (2) 県産農林水産物に対する消費者の信頼の確保

11行目、「また、認証GAPを取得した農産物の消費者・需要者等への認知度向上に取り組めます。」と追記しております。

57ページをお開き下さい。

##### (1) ブランド化の推進

18行目、「森林認証の取得を支援し、適正に管理された認証森林（FM認証）から生産される木材等を認証事業体（CoC認証）が素材生産、一次・二次加工した認証材製品を供給する体制を確立します。」とブランド化に対する取組を追記いたしました。

63ページをお開き下さい。

## 第5節 戦略的な生産活動の展開

### 1 県産農林水産物の生産振興

(4)林産物、10行目、「コンテナ苗・エリートツリーを活用した伐採と造林の一貫作業や低密度植栽等の取組を促進し、費用の低減や生産工程の機械化、下刈り回数の削減など作業の省力化・効率化を進めます。」と追記してございます。

64ページを御覧下さい。

施策の達成度を測る指標になります。

5行目、林業産出額については、目標値を152億円以上

7行目、栽培きのこ生産量については、目標値を7,100 t以上としました。

66ページをお開き下さい。

### 2 産地の生産力強化

施策の達成度を測る指標ですが、18行目、森林経営計画認定率で目標値を32%以上としました。

69ページをお開き下さい。

## 第6節 活力と魅力ある農山漁村の創生

### 1 農林水産業・農山漁村に対する意識醸成と理解促進

19行目、1月の原案では「多くの方々が」と表現しておりましたが、「県民一人ひとりが」と分かりやすい表現に見直しております。

70ページを御覧下さい。

13行目、施策の達成度を測る指標ですが、森林づくり意識醸成活動参加者数で、目標値を17万人以上としました。

### 2 農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮

25行目、「森林文化のくに・ふくしま県民憲章を規範とし、」と追記しまして分かりやすい表現としました。

72ページをお開き下さい。

### 3 快適で安全な農山漁村づくり、22行目でございます。

「ニホンジカの森林への被害の把握を行い、顕在化した被害について、必要な対策の実施を支援します。」と追記しました。

### (3)災害に強い農山漁村づくり

35行目、台風等により気象災害を受けた森林を整備します。また、重要インフラ施設周辺の森林整備を支援し、災害の未然防止に努めます。

37行目、幹線等の重要な林道を重点的に開設・改良し、林道の強靱化を進

めます、と追記しました。

73ページをお開き下さい。

施策の達成度を測る指標になります。

4行目、林内路網整備延長については、再掲になります。

10行目、治山事業により保全される集落数については、1, 179集落以上としております。

74ページを御覧下さい。

30行目、4 地域資源を活用した取組の促進

(4)再生可能エネルギーの導入促進

施策の達成度を測る指標ですが、木質燃料使用量で目標値を90万 t 以上としております。

76ページをお開き下さい。

第5章 地方の振興方向でございます。

各地方毎の取組方向等について述べておりますが、1月の原案と大きくかわりませんので、説明は省略させていただきます。

なお、各地方の指標の目標値につきましては、全体の目標値が決定した後、改めて定めさせていただくこととしておりますので、御了承願います。

107ページをお開き下さい。

第6章 計画実現のために

1 計画の推進に当たっての考え方

5行目、「連携・共創にあたって県は、様々な主体への的確な情報提供を始め、関係者等との調整、技術的・財政的な支援など、地域や実情に応じた取組を推進します。」と分かりやすい表現に修正してございます。

110ページをお開き下さい。

参考資料として、1 関連する主な計画等ですが、

21行目、福島県地球温暖化対策推進計画

22行目、ふくしま生物多様性推進計画

23行目、福島県過疎・中山間地域振興戦略

を追記しました。

以上で資料2-1の説明を終わります。

続きまして 資料2-2を御覧下さい。

新しい福島県農林水産業振興計画 指標一覧(案)になります。

資料2-1で説明いたしました各指標について、取りまとめたものです。

それぞれの指標の目標値につきましては、資料2-1 中間整理案の中で説

明いたしましたので、省略させていただきますが、目標値については、令和12年度における数値を目標値として設定しております。現況値につきましては、令和元年、2年とばらつきがありますが、それぞれのとりまとめ時期の関係からずれております。

指標につきましては、全体で55指標となっております。

うち森林・林業関係につきましては、

2番 森林整備面積

10番 新規林業就業者数

2ページをお開き下さい。

17番 林内路網整備延長

18番 木材(素材)生産量

3ページをお開き下さい。

35番 林業産出額

36番 栽培きのこ生産量

43番 森林経営計画認定率

この指標は、今回の計画から新たに指標としたものです。

4ページをお開き下さい。

48番 森林づくり意識醸成活動参加者数

53番 治山事業により保全される集落数

この指標は、今回の計画から新たに指標としたものです。

55番 木質燃料使用量

の10指標となっております。

現行の福島県農林水産業振興計画では、全体で110の指標があり、森林・林業関係は、21指標となっております。

先ほど、資料1で説明いたしましたが、指標については、各政策・施策における具体的な取組を包括し、概ね全体を表すものを設定する方針で選定しており、全体で現計画の半分、森林・林業関係では10指標となっております。

以上が資料2-2の説明となります。

これで、新しい福島県農林水産業振興計画(中間整理案)の説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長(藤野会長)

はい、ありがとうございました。

いろいろな箇所、細かい修正から大きな修正までいろいろあったかと思えます。

進め方といたしましては、体系だってやるような感じではなく、皆様から

御意見を頂くというのが、本日の一番の趣旨になっておりますので、これまでの説明について、御意見・御質問等がありましたらお願いします。

では田坂委員、お願いします。

田坂委員

資料2-1、福島県農林水産業振興計画についてでございます。

今回、指標と目標値のところで気になったのですが、指標で新しく作り直したとか、目標値も決めましたというのがあって、例えば37ページ、森林整備面積で現況値が5,707haが目標値は8,000haですというところで、事務局の方からは間伐面積が32万haであったりとか、特定母樹であったりとか、現況の1.4倍にしたという説明がありました。

ほかの目標値が、例えば45ページ、新規林業就業者数は令和2年が76名で、目標値では140名にしていきますということなのですが、この辺が急に数字が出てくるだけで、何でこの目標値がこの数字なのか分からず、ほかにも目標値が急に出てきているので、私には理解出来なかったもので、幾つかピックアップして、この数字はこういった根拠によって、目標値を定めたといった説明があるとありがたいです。

議長(藤野会長)

今の点に関してほかの委員の方も、なぜこの数値が出てきたんでしょうと思える、ほかに目標数値がありますか。では齋藤澄子委員、お願いします。

齋藤澄子委員

私も田坂委員と同じで、45ページの新規林業就業者が9年間の目標値だということ、先ほどお話しいただいたみたいだったのですが、9年で倍にしかないのかなあと。そういったものはちょっと感じます。

もう一つなんですけれども、70ページの方にも、森林づくり意識醸成活動参加者数が減少していますが、現在よりもどういった形で数値が減ったりしてるのかも分からないので、お教えていただければと思います。

議長(藤野会長)

ありがとうございます。ほかの委員の方、いかがでしょうか。

リモートの方も、いかがでしょうか。

ほかのところはないということですので、今、上がったような指標につきまして、若しくは上がってないものについて、もう少し事務局の方から御説明をお願い出来ますでしょうか。では森林保全課長、お願いします。

森林保全課長  
(岡部課長)

森林づくり意識醸成活動参加者数の目標値が、現状よりも減少しているのではということですが、森林づくり意識醸成活動参加者数につきましては、今年度、新型コロナウイルスの影響により、過去最高で約20万人位あった実績が半分の約10万人位まで落ち込む見込みで、今後は、様々なイベント等で大勢の人を集めることが出来なくなってきております。

今回、設定した目標数値の17万人は、全国植樹祭の開催年以前の水準で、何とか9年の間にその水準に戻したいという考え方で設定したところです。

議長(藤野会長) はい、ありがとうございます。ほかの数値については、いかがでしょうか。

林業振興課長  
(前田課長) 新規林業就業者数について、御説明をいたします。  
目標値にあります140名というのは、9年間で140名ということではなくて、毎年140名以上の新規林業就業者を確保するという目標値となっています。  
140名という数値の根拠ですが、この元になる素材生産を行うための必要な人数、さらには森林整備を進めるための人数をベースにいたしまして、県内で必要な林業就業者数の総数を約2,300名と算定をしております。  
この目標に向けて、現在の林業就業者数が県内で2,200名弱いらっしゃいますが、そこを2,300名に持っていくためには、現在の林業就業者の年齢等による自然減を踏まえ、新規就業者の定着率、さらには「林業アカデミー」でこれから養成していく人数分を加味しながら、トータルで2,300名に達成するには毎年140名の新規林業就業者の確保が必要として、この数値を出しております。

議長(藤野会長) ありがとうございます。ほかの数値で、何か御説明とかありますか。  
農林企画課長、お願いします。

農林企画課長  
(鈴木課長) 御指摘いただきました指標については、例えば今の話の中で、新規就業者数が累計なのか、単年なのか分からないとか、そのほかに今御質問が出たように、どうしてこういう考え方を今、記載していないという状況です。  
同じようなお話が他の審議会でも出ておまして、今後、先ほど言いましたように単年なのか、累計なのかは、きちんと分かるように表示したいということと、同じ表については、考え方を表示した方がいいんじゃないかという、他の審議会でも御意見がありましたので、事務局の方で、次回までに少し書き方を検討させていただきたいと考えてございます。  
質問があったようなことをすべて書くべきか、どうかということはあるんですが、記載の仕方を少し工夫させていただきたいと考えてございます。

議長(藤野会長) ありがとうございます。田坂委員、今のでよろしいでしょうか。  
齋藤澄子委員に対しても回答あったかと思えますけれど、いかがでしょうか。  
やはり何か説明していただけると納得できると思いますので、その部分を、書き方ですね、全部書いた方がいいのか、少しだけにした方がいいのか、もしかしたらまた後で実物を見ていこうというよりは、今ここで、御意見があればちょっとお伺いしたいですね。  
恐らく今のことでいくと、次回出てくる資料の幾つかについては、指標がこういう理由でこの指標を選びました。この数値はこれこれの理由で、これだけの数字になっています。と書かれている指標もあれば、何も書かれてい



ないものも出てこようかと思いますが。皆さんいかがでしょうか。全部あった方がいいですか。それとも主要なものだけでよろしいでしょうか。

ちょっと実物を見てみないと、分からないですかね。すいませんが、次回そういうものが出てくるとお思いますので、そこでまた皆さんの御意見を頂戴したいとお思います。

ほかにいかがでしょうか。阿部委員、お願いしたいとお思います。

阿部委員

離職者についてですが、林業就業者数ということで目標値が出ていますが、離職者はどういう状況なのか、教えていただければとお思います。

議長(藤野会長)

ではお願いしたいとお思います。林業振興課長、お願いします。

林業振興課長  
(前田課長)

今の離職者というのは、新規に入られた方の離職ということで、よろしいんでしょうか。

阿部委員

今までの状況と新規に入られた方の離職状況を教えていただけますでしょうか。

林業振興課長  
(前田課長)

離職の状況としては、新規就業者の場合はデータを取っているものがございまして、3年目の定着率が約半分となっております。

そのほか全体の林業で働いている方の離職の理由は、年齢によるものがあったり、ほかに転職をされたりと、いろいろな事情があるかとお思います。そちらのデータは把握してないことから、新規のみということで説明させていただきます。

阿部委員

分かりました。林業従事者として、新規に入られても離職してしまっただけは困りますので、離職理由を明らかにして改善していく必要もあるようにお思います。

議長(藤野会長)

それにつきまして、まだ説明があるそうですので、林業振興課長の方からお願いします。

林業振興課長  
(前田課長)

新規就業者の離職の理由でございしますが、自分が思っていたよりも仕事がきつかったとか、漠然と自然の中で仕事をしたいという思いで入ってくると、やはり思いと違うというのがあったりして、辞められるケースが多いようございします。

そのような背景もありまして、今後、「林業アカデミーふくしま」において、就業前の1年間、勉強していただいてから現場で就業していただくことを計画をしております。

先行する他県での情報によりますと、林業の基礎をしっかりと勉強された後

に就業されると9割方は定着するというお話も聞いておりますので、アカデミーでの研修を計画的に進めてまいりたいと考えております。

阿部委員 仕事に対してきつい、大変という思いは具体的にどういったことにあるのか、調査はされているのでしょうか。

議長(藤野会長) 調査はされていますか。林業振興課長、お願いします。

林業振興課長(前田課長) 林業の現場は平坦なところばかりではなく、急傾斜地での作業もございませし、天候も晴れの日ばかりではないという中で、木材という重量物を扱うことからかなりの体力も使いますし、危険も伴うところがあって、その辺を大変だと感じられていると思っております。

阿部委員 林業従事者のうち、女性の就業割合や林業希望者の傾向について教えてくださいませんか。

議長(藤野会長) 林業振興課長、お願いします。

林業振興課長(前田課長) 女性の就業者でございますが、人数的にはまだまだ少ないですが、徐々に林業事業体に女性の若い方が入られておりまして、先ほど重い木材を扱うのが大変だという話をしましたが、実際には高性能林業機械による作業がかなり増えておりまして、やりがいを持って機械操作を行い、頑張っている若い女性の方もおりますので、これからもそういう方々がどんどん入っていただければと思っております。

阿部委員 ありがとうございます。

議長(藤野会長) 今、お答えいただいた内容は、他県とそこまで大きく変わるものではなく、福島県独特のものではなく、全国的に林業全体での課題なのかなと思います。恐らく、福島県限定の課題は、そんなにはない部分だとは思っております。また、その定着率が50%というのも、他県も大体、同じようなものです。ですので、今度出来ます「林業アカデミーふくしま」でどこまでできるか。私も、岐阜県、京都府、高知県でそういう林業アカデミーの先生をやっています、実際、教えていると林業の現場にある程度、放り込んでやってみると、こんなものかと、皆分かってくるのでそれが卒業前に、判断できるというのがこういうもののいいところではないかなと思います。

もう一つ言えば、そういうことをちゃんと教えてくれる事業体のところに、卒業前に勉強に行かせるっていうのがいいと思いますね。

腕はいいけれども口が悪い社長さんとか、腕は悪いけれども教えるのが上手な社長さんとか、いろんなパターンがあると思います。

その社長さんに合った生徒ですとか、この生徒を林業の会社に一度、例えば何か月かインターン的な形で送り込むなら、この社長のところがいいんじゃないのかとか、その辺り、大分マッチングに頭を使ってるのが現状ですので、画一的にはならないということを教育ですので、覚えておいていただけるといいかなと思います。

阿部委員、ありがとうございます。

では、いわき農林事務所の方から手が挙がってるんですが、緑川委員、お願いします。

緑川委員

それでは、資料2-1の57ページ、森林認証の取得を支援しと記載されていますが、同じページの18行目、森林認証材は少しずつ収益は上がってきており、いずれは森林認証材は主流を占めるようになってくると思います。

今の情勢の中、これを取得し維持を続けていくのは、大変なんじゃないかと思うのです。

この森林認証をどのような形で支援していくのか、教えていただきたいのが一点目。

もう一つ、58ページの35行目で、間伐材等の未利用材などの木質バイオマス利用への促進や市町村等が行う熱源供給施設等の整備を支援し、と記載されていますが、基本的にはスギであって、燃料であるとか、発電エネルギーでもあるわけですが、山の中には広葉樹もあるわけですが、広葉樹林はしいたけ原木林となるのですが、放射能の影響により、しいたけ原木として使われていません。

ペレットストーブが大部普及してきているのですが、薪ストーブも一つの熱源とした利用もあります。広葉樹がしいたけ原木として使えないならば、薪のストーブとして使う方法も考えられないか、質問として提案します。

議長(藤野会長)

はい、ありがとうございます。

何か事務局の方からありますでしょうか。お願いします。

森林計画課長  
(柳田課長)

まず1点目の森林認証の支援についてですが、森林認証、いわゆるFM認証、フォレストマネージメント森林管理認証ということで、本県の場合、令和2年9月30日現在の認証面積につきましては、23,051ha、認証されてございます。

そのうちFSCとかSGECとか2種類あるわけですが、緑川委員のいわき市の部分についても認証されているところでございます。

この部分につきましては県としても支援するというので、森林環境基金事業の中で事業を起こしてございます。

森林認証の普及推進ということで事業を起こしております、認証にかかる費用の2分の1を補助するなり、あと認証を継続して行う部分についての補助として制度化して支援しているという状況でございます。

議長(藤野会長) はい、ありがとうございます。  
薪ストーブの方は。林業振興課長、お願いします。

林業振興課長  
(前田課長) 広葉樹利用の観点から、薪ストーブの普及推進ということかと思えます。  
ストーブにつきましては、現在も森林環境税を活用しペレットストーブだけでなく、薪ストーブの導入についても支援をさせていただいております。  
事業量としては年間100台のうち、最近ではペレットストーブよりも薪ストーブの導入実績の方が多傾向にあります。

議長(藤野会長) ちなみに薪ストーブというだけではなく、その薪、そのものという点でいうとどうなんですか。県の広葉樹といいましても、セシウムが付いている汚染された広葉樹などもあると思います。恐らく一番念頭に置かれてるのは、そこではないかなと思うんですけども、緑川委員いかがですか。

緑川委員 そうですね。広葉樹、特にナラやクヌギなどは、しいたけ原木として使えないのであれば、薪として利用できないのか。  
伐採をすることにより、新しい木が育つことにより、放射能物質が低減される感じがしたので、お話しをしております。

議長(藤野会長) はい、その点いかがでしょうか。林業振興課長、お願いします。

林業振興課長  
(前田課長) きのこ原木として使えなくなった広葉樹利用ということで、原木以外の用途開発を公募事業で取り組んでございまして、ナラのフローリング材の加工等の取組を支援しています。また、きのこ原木としては使えませんが、パルプチップ材等には使えるなど、様々な用途で利用する流れを作っていきたいと考えています。  
一方、薪の利用についてですが、これも放射性物質の基準値として、1kg当たり40ベクレルという基準がございまして、すべてが薪に使えるかという、地域により難しい場所が出てくると考えております。

議長(藤野会長) ということらしいのですが、緑川委員、いかがでしょうか。

緑川委員 ちょっと教えて欲しいんですが。  
しいたけ原木や薪も、どれぐらいの数値では使えないとか教えてください。

議長(藤野会長) 薪の場合、1kg当たり40ベクレルですかね。しいたけ原木の場合は。

林業振興課長  
(前田課長) しいたけ原木の場合、1kg当たり50ベクレル以下ということになっております。

緑川委員 薪としては厳しいですね。ありがとうございました。

議長(藤野会長) はい、ありがとうございます。  
ほかに何か御意見とかございますでしょうか。白岩委員、お願いします。

白岩委員 事前に資料を送っていただいて目を通して見ると、私どもの方で、製材業を営んでいまして、大径木という太い丸太という表現が所々出てきますが、基本的にこれは何センチ以上の丸太を意味しているのかを知りたいのが一点目の質問です。  
また、私ども、阿武隈山地の山の中の小さな製材工場なのですが、太い丸太の製材が増えていきます。直径1メートル以上のケヤキやモミ、スギ材では長い材では5メートル以上の製材も依頼されるのが、近年、増えているのが現実です。製材を通して素材と対面をして、その木目っていうのは本当に綺麗で素晴らしい材があって、歴史を感じます。  
その製材された物は、自然乾燥をして、住宅の構造材・造作材・建具材等に使用されるには時間がかかりますけども、近くの大工さんたちや一般の人たちもそうですけれども、林業に携わる方たちが疲れた疲れたっていうものの、そうやって頑張っているというのは事実ですので、引き続き、頑張りたいって言うものもあります。  
あと資料の53ページの7行目に、スギ大径材の利用を促進する技術の開発と書いてありますが、大径材というか、太い丸太は伐採するのにも、搬出するのにも、製材するのにも、本当に熟練の技術と技があり、そういう経験がすべての作業に大事になってまいりますので、並行して技術講習会なども含めて、計画していただきたいと思います。

議長(藤野会長) ありがとうございます。  
最後の技術講習会とは、要するに山の木こりさんの技術ですか、それとも製材側のものですか。

白岩委員 伐採の技術もそうですし、伐採した木をトラックで荷積みする所まで、搬出する技術もそうですし、もちろん製材もそうですね。  
本当に命がけの製材が入りますので、そういう講習会を計画していただけたら非常にありがたいなと思います。

議長(藤野会長) ちなみにですけれども、先ほど直径1mとかという話もあったと思うんですけれども、その機械の方にちゃんと入るんですか。

白岩委員 製材の送材車に、丸太を乗つける長さというのは決まってくるので、まず製材の送材車に上がるようにチェーンソーで加工する。

太い丸太は、そういうような作業から製材の段階に入るといような作業があります。

議長(藤野会長)

はい、ありがとうございます。

多分、総合的な意味でこの大径材について、どうでしょうかという話かと思いますが、事務局の方から何かありますでしょうか。

では林業振興課長、お願いします。

林業振興課長  
(前田課長)

人工林資源の半数が50年生以上ということで、利用期に入っている訳ですが、長伐期化により80年生を超える森林も多くなってございます。

大径材の定義としては、いわゆる尺上丸太で30cmを超える丸太について、大径材という分類をしております。これまで日本の林業が柱取りを中心に進められてきたことから、太い丸太が市場等に出てまいりますと、扱える製材工場が少なく、立派な木材であっても値が付かなかつたり、安値で取引されるという残念な結果が起きています。

これは、今後の大きな課題だと思っております、その対策として、大径材の新たな利用方法や開発の取組を支援する公募事業を実施しております。

また、製材工場側でも現在の柱取りを主体とした製材ラインでは大径材を扱えないという話があり、大径材に対応した製材加工施設の整備支援も進めるなど、総合的な対策に取り組んでいるところです。

議長(藤野会長)

よろしいですか。

白岩委員

分かりました。ありがとうございます。

林業振興課長  
(前田課長)

大径材の伐採に係る技術については、会津地方の民間会社で単木的ないわゆる特殊伐採について、関心のある方を集めて講習会を実施されております。

また、林業アカデミーの研修の中で、どこまで出来るか検討は必要ですが、大径材の伐採技術や利用方法についても、取り組んでいきたいと考えております。

議長(藤野会長)

はい、ありがとうございます。

大径材を伐るって、ものすごく大変で、私は遠くから見てるだけで、頑張ってくださいと木こりさんにいっただけなんですけれども、多分、若いうちに技術を学ばせるというよりは、こういう世界があるんだと。ペットボトルぐらいの木で伐れる伐れるってなったぐらいでは、駄目なんですっていうのが分かれば、多分、初心者向けではいいのかなと。

上級者向けというところかというと、民間の方もされてると思っておりますけれども、今度玉切りがプロセッサだと出来なくなってくるので、もう60cmとか超えてくると、機械では通らないので、そうすると結局、手造作になってしま

うんですよ。

その辺りは、民間にお任せするっていうだけではなくて、福島県単体ではなく、多分、全国的にみんな同じなんですけれども、大径材は大変だと思います。

もし、県内にもほかにそういう技術者の方がいらっしゃるんでしたら、今のうちに県の方でも押さえておくといえますか、技術を、例えばビデオとかに撮っていくとか、そういうアーカイブ的なことをしておかないと、皆さん、御高齢の方が多いと思いますので、思ったときにはもうあの方は亡くなってるってことになりかねないかなと思います。

また、他県ではというところもあって、ここは秋元委員の方が詳しいかと思えます。

秋元委員

大径材の話は出たんですが、うちの方で市場もやっているものですから、お話ししたいんですが。

まず、大径材は市場に出てきたら売れません。なぜかという、利用者がいないんですよ。

福島県は製材所が少ないですよ。前はいわき方部に大きな大径木の製材所があったんですが、今ないんですよ。

それと材が売れないっていうのは、そういう材を使うところが少ないっていうことですね。ですから山に伐ったまま、放置です。山を買う業者はいるんですが、大径木は伐ったらそこに置くんです。運賃をかけて持ってきて、市場では売れないんです。うちの方でも、大径材を持って来たらそのままを置くだけですので、困っちゃうんです。

本当に使う人は、先ほど言ったように、製材所が無いものですから、チェーンソーで割って使うしかないんですよ。割ってそれを製材に通すしかないものから。伐ることは出来るんですが、その物を加工とか、何かが少ないんですよ。そういう点から利用価値がないということで、市場では売れないんです。

ですから、現在では、多分、山に全部伐った物を放置だと思います。

議長(藤野会長)

はい、ありがとうございます。

私ばかり話していたので、ほかの委員の皆様にも思いますけれども。

阿部委員、お願いいたします。

阿部委員

大径木は利用者が少なく、使うところが少ないとそうですが、そういった素晴らしい材があることを地元の設計者などの建築業者間では情報共有がなされているのでしょうか。

議長(藤野会長)

秋元委員にちょっとお伺いしたいと思うんですけれども、例えば、市場に大きな材が出てきたら。

秋元委員

うちの方で製材とか、販売はやっていないものですから、そこまでは中に入っていませんけれども、市場を管理しているものですから、大径材は市場関係では売れないというのが実態です。

ですから利用価値が少ない。それだけの建物も少ないんですね。大きな材を使うところも。昔はそれだけの大工さんとかもいらっしやり、今は大きな住宅を作るのが少なくなっているのが原因だと思います。

阿部委員

全国には建築物や家具、内装材として、特殊な材を求めてデザインに活かしたい人がいるように思いますが、今のところ特殊な大径木に関する情報共有の場はないということでしょうか。

秋元委員

今ケヤキの材が、昔は飯台等で高く売れていたと思いますが、ケヤキは売れません。二束三文です。

やっぱりそれだけ、建物も小さいし、使う人が今、少ないんですよ。

今の状況は。ですから売れないんです。

大きい物も売れないし、昔みたいにケヤキの大きな物は、家の中に飾っておくことがあったんですが、今そういうのは少ないんですよ。

ですから今は売れませんし、単価も安いです。

議長(藤野会長)

阿部委員が気にされているのは、情報共有が出てきたときに、どういう流れなのかなってというのが、恐らく一番、根底にあるんじゃないかと思いますけど。

多分、昔だったら、出す側の業者さんもいれば、買手側の製材所とか、結構ネットワークがあって、どうも今度あそこの市場にこんなのが出てくるらしいとか、恐らくそういうことを昔されてましたよね。

今、かなりの部分がそういうのがなくなってきたというか、どこで買っても変わらないような、二束三文の材が増えてきたのでない。大分なくなったとは思いますが、たまになんですけれども、いろいろな市場を回られて、情報を集められてる方っていう話もよく聞くんですね。

それは何かもう私ごときが分かるような話じゃない。何か裏の世界ってわけじゃ全然ないんですけれども、広葉樹を専門に全国の市場を渡り歩いて、どこにこういう材があるっていうのを、例えば、福島で出てきた材が岡山の業者さんが買うとかですね、そういう本当に、単木での情報共有というのはあるんですが、システム的にやるというのは、かなり大変ではないかなと思います。

今のところ、まずそういう人的なところで、ブローカーとってしまいうのが一番分かりやすいんですけど、そういう方が活躍できるように、何か情報を提供できる体制をやっていくのが、民間レベルじゃないかなと思います。

多分、行政が入るとブローカーとっていったので、動きにくいところもある



うかと思うので、そこの中で引っかかってくる情報が何なのかっていう精査していくのが、今ここ5年ぐらいの動きですかね。

木材流通コーディネーターですかね。何かそういうのも、少しずつ動いてきてるかなと思います。

阿部委員 ありがとうございます。

議長(藤野会長) では、いわき農林事務所の方からもお手が挙がっております。  
豊田委員、お願いいたします。

豊田委員 今の大径木の件なんですけども、私のところなんかでも、珍しい物があるというのは飾っておいて、先ほど言われたように高い値段ではないんですけども、ケヤキ材とかは関西方面とか。

銘木店なんかはちょっとした物は売れません。ただし良い物は、声がかかる場合があります。

特に雑木なんかだと。今はブナとかトチとかサクラとかいろんな物があるんですけど、やっぱり先ほど言われたように、ナラも材料にというような話しがあるんですけども、50cm、60cmセンチの材では、話になりません。パルプにするようですね。特に言いますと、トチとかの丸太は、関西辺りだけじゃないんですかね。そんな、話もあります。

議長(藤野会長) はい、ありがとうございます。大分、大径材の話で盛り上がってきたかと思えますけれども。田坂委員、お願いします。

田坂委員 大径材以外でいきたいと思えます。

資料2-1の53ページの18行目、ここに成長に優れたエリートツリーの種苗生産体制を確立し、とあって、また63ページの10行目のところにコンテナ苗・エリートツリーを活用した伐採と造林の、云々かんぬんとあるんですけども、福島県では、この花粉症関係のところで、特にやらないんですかね。

普通、何か花粉症対策として苗木の種苗生産体制の確立をし、と言うのは他県ではよく見るんですけども。

議長(藤野会長) いかがでしょうか。事務局。森林整備課長、お願いします。

森林整備課長 (佐藤課長) 花粉症対策苗に関する部分でございますが、例えば、63ページのちょうど真ん中辺のところに(20行目)、花粉の少ないスギの種子、穂木の供給体制を整備し、花粉症対策を進めますと書かせていただいています。

先ほど説明のありしましたエリートツリーを造成するための特定母樹林の造成は進めておりまして、その特定母樹林の種子から生産される苗木は、花粉の量が通常の苗の2分の1以下で、花粉症にも効果がある苗木になりますの

で、そういうものの供給を今、目指して取り組んでいます。

あと10年ぐらい経てば、植栽する苗木のほとんどが花粉症対策苗になってくるかと思っています。

田坂委員 私、ここを見落としてました。

議長(藤野会長) はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。では齋藤澄子委員、お願いいたします。

齋藤澄子委員 72ページのところに、鳥獣被害の対策という形で載っているんですけども、こちらの方は、ニホンジカですか。それだけの分しか載っていないんですけども。

あとほかのものに対する対策とか。どういった形で、ニホンジカの場合は対策を取っていくのか。何か具体的なことにもなっていないんですけども、どういう形で支援をしていかれるのでしょうか。

議長(藤野会長) 事務局の方、お願いします。森林保全課長、お願いします。

森林保全課長(岡部課長) 現状では、民有林の中でニホンジカの被害は、まだ出ていないという状況ですが、栃木県や福島県内の国有林内で森林被害発生していること、またシカが目撃情報が出ているので、シカの生態調査と被害が出ているのかについての調査を来年度から始めることとしております。

具体的なシカ対策の方法につきましては、シカの生息数とかにもよりますが、伐採により発生した空間にシカが集まって餌場にするような特性があるので、伐採跡地を柵で囲うとか、植栽した苗木が食害されない対策を取るとかが考えられます。

議長(藤野会長) ここについては現状で被害がなかったもので、特に何もしていませんというのが、この審議会でもよく出てきた御意見だったんですが、被害が出たらもう終わりですよというのを大分言ってきて、ようやくこの計画に入ってきたところでございます。

対策としては、全国的にこういうのがありますよというパターンがありますので、具体的にそのやり方だと、その補助金がもらえますよとか、恐らくそういうのが一番多いパターンかなと思います。

それで今日、何かを決めるというものではないんですけども、是非、皆さんからの御意見をいただきたいのが、資料2-1の29ページ、基本目標、そしてこのスローガンのところです。

スローガンのところ、『「もうかる」「誇れる」共に創るふくしまの農林水産業と農山漁村』、こういうスローガンで進めてきているわけなんですけれども、今回それらについて説明が付きました。

今までも、この審議会の中でも、何をどういうふうにいってるんだか余り分かりにくいというところに対応いただきましたので、ここについて、皆様はどう思われているのかな、これでいいのか、それともこうしたほうがいいのかそういうのがあれば、その御意見を頂戴したいなと思います。

どなたからでも結構です。いかがでしょうか。田坂委員、お願いします。

田坂委員

はい。当初のものから比べると、非常に分かりやすくなったというのが、率直な意見です。

特に、それぞれの言葉の説明書きですが、非常に分かりやすくなったのかなと思います。

議長(藤野会長)

はい、ありがとうございます。ほかの皆様いかがでしょうか。

御意見ありませんかね。ということは説明書きが変わって、よく分かるようになったということだと思いますので、この部分は、これでいいのかかなと思います。

それと今日、何かを決めるというわけではないのですが、この後のスケジュール等を説明はいただきますが、今回、この中間整理案がパブリックコメントにかけられます。

特に、何か修正してくださいというのがなければ、ここに出された資料がパブリックコメントにかけられますので、もし皆さんの方で、この部分を書き方を変えて欲しいとか、この部分の追加・削除して欲しいとか、そういうのがございましたら、御意見いただきたいと思います。

大きな話でも、細かい話でも結構です。いかがでしょうか。

豊田委員の方から手が挙がってるようですので、お願いします。

豊田委員

2番の持続的な発展を支える強固な基盤の確保ですが。

議長(藤野会長)

すみません。ページ数では、何ページでしょうか。

豊田委員

資料2-1の30ページです。

2番の持続的な発展を支える強固な基盤の確保ですが、項目は3つほどあるんですが、支えていくというようなことでありますが、補助なんかを出す考えはありますか。

議長(藤野会長)

例えば、1番目の○であれば、産地を支えていますという中に、これについて何か公的な支援とかがないのか、というお話でしょうか。

豊田委員

はい。あとは2番目で若者が増加していますとあるんですけど、増加していけばいいのですが、やはり何か手を加えてあげないと強固なものになっていかないと思います。その辺、お願いします。

議長(藤野会長) まずこの30ページなんですけれども、1番上の1行目に第2節、めざす姿と書かれています。つまり現状では出来ていないけれども、将来的に福島県はこうなりたいと。そういう目標なので、その目標を達成するために、どうしますかというのは、実は35ページ以降に書かれています。

あくまでもこのページは目標になります。

では、ほかの方も何か御意見では。秋元委員、お願いいたします。

秋元委員 取りあえず、この計画書は、私はこれでこれでいいと思うんです。そして計画書は令和4年から令和12年までの期間を区切り、復興・創生期間も原発事故でちょうど10年が経ちまして、福島県の場合、復興・創生期間も10年延びました。

やはり林業関係は5年間を中間で見直しをかけ、国もそこで1回見直すべきではないかということで、いろんな補助事業も県では考えてます。

そのような中ですので、取りあえずこの中で進めていて、やはり4年か5年が過ぎた時に、もう1回見直すとか。

特に、今の場合は原発事故で10年とコロナウイルスということで二重三重のダメージを受けているわけですので、これがいいとか、あれが悪いとかじゃなくて、取りあえず進んで、やっぱり4年か5年が過ぎた時に、もう1回見直すような体制がいいんじゃないかなと思います。

これは、私はいいいと思います。

議長(藤野会長) ありがとうございます。  
このままで、いいのではないかという御意見でした。  
もう一つだけ言っておくと、パブリックコメントにかけるということは、市民の方から、県民の方から御意見がきて、それでまた書き換えるかもしれません。

それをまたもう一度、審議しますので、これが最終ではありません。

あくまでもパブリックコメントという、そのような手続上で、出していきますので、まだまだ今後も議論が続いてまいります。

ただ皆様からの今までの御意見からすると、今回提出された資料で、パブリックコメントをかけていいんじゃないかと、修正等はないのではないかと、いうところが御意見かと思えます。

はい、よろしいでしょうか。

時間の方の都合もありますので、この振興計画の中間整理案についての議論は、ここまでとしたいと思います。

今日はたくさんの直接、関わらないものを含めて意見が出てきたと思いますので、この計画案とはまた別に、事務局の方ではそれと対応していくのか、

恐らく、その具体的な政策の中身のところで関わってこようかと思しますので、参考にしていただけたらと思います。

では、続いて議事（2）今後のスケジュール及びパブリックコメントの実施について、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

事務局  
(森林計画課  
會田主幹)

今後のスケジュール及びパブリックコメントの実施について、説明いたします。資料3-1を御覧下さい。

令和3年3月に「中間整理案の審議」と記載しております。これが本日の森林審議会となります。

この3月に、昨日までに農業振興審議会、水産業振興審議会も開催されましたので、各審議会での意見を踏まえ、中間整理案を取りまとめることとしております。

年度が替わりまして6月には取りまとめた中間整理案に対してのパブリックコメント、市町村・関係団体等への意見照会を行い、

8月に計画案の審議をいただき、総合計画の策定を踏まえ、

10月に答申案の審議をいただき、

11月に答申を予定しております。

このスケジュールは、総合計画の今後の策定スケジュールに合わせますので、総合計画の策定によっては、変更はあり得ます。

資料3-2を御覧下さい。

パブリックコメントの実施（案）についてであります。

1 パブリックコメントの対象ですが、新しい福島県農林水産業振興計画（中間整理案）となります。

2 実施時期は、6月上旬から1か月間としております。

3 今後の進め方ですが、パブリックコメントで提出された意見等については、新しい計画の策定に反映することとしております。

以上で説明を終わります。

議長(藤野会長)

ありがとうございました。

令和3年度のスケジュール等について、御説明いただきました。

この件に関して、委員の皆様から何かありますでしょうか。

よろしいですかね。

次に、議事（3）その他、について事務局より何かありますでしょうか。

事務局

特にございません。

議長(藤野会長)

分かりました。

では、その次ですけれども、次第の6、報告です。

令和3年度農林水産業施策の基本方向について、事務局より説明願います。

事務局  
(森林計画課  
會田主幹)

報告事項になります。令和3年度 農林水産業施策の基本方向です。  
資料4を御覧下さい。

現在の農林水産業振興計画につきましては、今年度末、令和2年度末まで  
となっています。

新しい農林水産業振興計画について、検討をいただいていたところですが、  
新型コロナウイルス対応のため、県の総合計画策定が来年度に先送りとなり  
ました。そのため、農林水産業振興計画についても、同様に来年度、取りま  
とめとなりました。

令和3年度については、施策に空白を生じさせないため現在、検討いただ  
いている新しい農林水産業振興計画を踏まえ、計画のめざす姿を柱として、  
令和3年度、1年間の基本方向について、取りまとめたものになります。

森林・林業関係を抜粋して説明させていただきます。

まず、表面のふくしま農林水産業振興施策コンセプトです。

上段、東日本大震災・原子力災害からの復興

1 生産基盤の復旧と被災した農林業業者への支援

1つ目の○になります。被災した農地、ダムやため池、漁場、林道、海岸  
防災林、共同利用施設等の復旧を進めます。

3つ目の○になります。後段部になりますが、森林整備とその実施に必要な  
放射性物質対策を一体的に進めます。

その下、左側です。持続的な発展を支える強固な基盤の確保

1 持続可能な生産構造を支える人材の育成

5つ目の○になります。林業研修拠点「林業アカデミーふくしま」におい  
て、短期研修を開講するとともに、令和4年度の本格開講に向け、研修施設  
の整備を進めます。

2 生産基盤の整備

3つ目の○になります。計画的な森林整備等に資する航空レーザ計測を活  
用した路網整備を進めます。

中程、緑色の枠です。安全で魅力的な農林水産物の供給

1 需要を創出する流通・販売戦略の実践

1つ目の○になります。モニタリング等による安全確保に取り組むととも  
に、県内外の消費者、流通関係者に「伝わる」分かりやすい情報発信を行  
います。

右側、青色の枠です。活力と魅力ある農山漁村の実現

1 農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮と県民への理  
解促進

1つ目の○になります。地域ぐるみで取り組む農地の保全管理等の活動への支援や森林整備の推進など、農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮に資する取組を進めます。

5つ目の○になります。農山漁村、森林の多面的機能や地域資源についての情報発信や、本県独自の植樹祭の開催等により、農山漁村への理解を促進します。

## 2 快適で安全な農山漁村づくり

1つ目の○になります。鳥獣被害軽減のための地域ぐるみでの総合的な対策や、インターンシップ等を通じた専門職員の確保・育成などの取組を支援します。

3つ目の○になります。山崩れ、地すべりなど山地に起因する災害から県民の生命・財産を保護する治山施設の整備を推進します。

裏面をお開き下さい。

令和3年度農林水産部主要施策となります。

上段、東日本大震災・原子力災害からの復興

### 1 生産基盤の復旧と被災した農林漁業者への支援

右側、3つ目の○で、事業名を紹介させていただきます。

3つ目の○として、ふくしま森林再生事業（公的主体の森林整備）

4つ目の○として、広葉樹林再生事業

5つ目の○として、安全なきのこ原木等供給支援事業（きのこ原木等資材導入支援）

6つ目の○として、治山事業（海岸防災林造成事業）

などを実施します。

左側、紫色の枠、持続的な発展を支える強固な基盤の確保

### 1 持続可能な生産構造を支える人材の育成

9つ目の○として、林業人材育成事業（林業研修拠点施設の整備と短期研修の開講）

### 2 生産基盤の整備

6つ目の○として、森林情報（クラウド）活用推進事業（森林環境適正管理事業、森林情報の一元管理クラウドの整備）

7つ目の○として、森林情報活用路網整備推進事業（航空レーザー計測を活用した林業専用道整備計画に関する策定支援）

8つ目の○として、林業専用道整備事業他（森林整備等に資する路網整備）などを実施します。

中程、緑色の枠、安全で魅力的な農林水産物の供給

1 需要を創出する流通・販売戦略の実践

1つ目の○になります。農林水産物緊急時モニタリング事業（緊急時モニタリング検査の実施、迅速な公表）という形で、安全安心、そして風評被害の払拭を図るものでございます。

右側、青色の枠、活力と魅力ある農山漁村の実現

1 農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮と県民への理解促進

7つ目の○になります。ふくしまから はじめよう。森林とのきずな事業（森林・林業に関する情報発信による意識醸成）活動等を行います。

8つ目の○になります。ふくしま植樹祭開催事業で、全国植樹祭の開催理念を継承した福島植樹祭を開催してまいります。

2 快適で安全な農山漁村づくり

6つ目の○になります。治山事業（一般治山事業）、荒廃山地等からの復旧や森林の市造成を図ってまいります。

という形で、令和3年度についての事業実施の施策について、説明いたしました。以上で、資料4の説明を終わります。

議長(藤野会長)

ありがとうございました。

令和3年度農林水産業施策の基本方向について、報告いただきましたが、委員の皆さんから何かございますでしょうか。

今野委員の方から手が挙がってます。ではお願いします。

今野委員

このまとめていただいているコンセプト、A3判を今後、どのように活用していくものなのか、教えてください。

議長(藤野会長)

事務局の方からお願いします。農林企画課長、お願いします。

農林企画課長  
(鈴木課長)

農林企画課でございます。

先ほど説明の中でもありましたが、農林水産部におきまして、令和3年度、どのような考えで、どういう施策事業をやっていくか、ということを考えながら施策を組んでるわけですが、今説明申し上げましたように、現在、検討していただいております新しい計画のめざす姿の実現に向けて、次年度取り組むべきものをまとめてこうという形で、農林水産部の施策を進めていきますということを、県民の皆様、農林漁業者の皆様に御理解いただくために、使っていきたいということで考えてございます。

議長(藤野会長)

今の説明でよろしいでしょうか。



今野委員	はい。そうすると県民の方々とかに、配布することを想定しているということでしょうか。
議長(藤野会長)	農林企画課長、お願いします。
農林企画課長 (鈴木課長)	広く配布というのは、なかなか難しいと思っております。 当然、ホームページ等での公表はいたしますし、農林漁業者の方々はいろ いろな会議等で集まられるときや必要なときには活用していきたい。 県民の方、すべてに配るとするのは難しいのかなということは思っておりま す。
議長(藤野会長)	では、これをホームページで公開するってということですか。
農林企画課長 (鈴木課長)	はい。県の農林水産部のホームページには公開させていただいております。 併せてこれだけではなくて、これは事業名だけですので、具体的にどうい う事業なのかというの、併せてホームページを見ていただきますと、具体 のそれぞれの事業の内容も分かるような形にさせていただいております。
議長(藤野会長)	以上でよろしいでしょうか。
今野委員	先ほどもこういう事業が、これがどのように支援に繋がるのかというお話 もあったかと思うんですけども、事業がたくさんあるのは分かるんですが、 これを自分がどの事業を使ってやっていけばいいのかというのが、ちょっと 分かりづらいと思うので、これが1枚載っているだけじゃなく、ホームペー ジで分かりやすく表記していただけるといいなと思いますので、よろしくお 願いします。
議長(藤野会長)	恐らくこれを見て、カタログみたいなものですので、何かこんなのがある けど何だろうと思ったら、お近くの県の出先までお問合せくださいと。 そういう類いの使われ方になってこようかと思えます。 ほかいかがでしょうか。齋藤澄子委員、お願いします。
齋藤澄子委員	持続可能な発展を支えるっていうところで、こちらの方には、福島農業人フ ェアっていうことで、農業人に対する何かフェアをしながらこういったもの ありますよって企業や法人系の紹介とかやってると思うんですけども、こち らの方に一緒に、林業の募集というか、案内をするところっていうのは、一 緒に掲げるような形では出来ないんでしょうか。
議長(藤野会長)	これは、このA3の表面の方の、1 持続可能なというところでしょうか。

齋藤澄子委員	<p>就農支援事業が1番のところに書いてありますが、その下に、ずっとここには農業者のところしか入っていないんですね。</p> <p>それで一番最後のところに、林業研修拠点を令和4年度から本格的に、と書いてあるんですけども、農業人フェアをやられるのであれば、一緒に合同みたいな形で持っていけるようなシステムっていうのは、出来ないものかなと思いました。</p>
議長(藤野会長)	<p>では農林企画課長、お願いします。</p>
農林企画課長 (鈴木課長)	<p>貴重な御意見ありがとうございます。</p> <p>現状では、農業関係ですと、全国的に農業人のマッチングをするというような、例えば、首都圏とかそこに出展しているというのがあるので、全国的に農業となると、なかなか林業まで参加するのは難しいということもあります。</p> <p>県内でやったりもしていますので、今すぐに、令和3年度にできるかどうかは難しいですけども、一緒にやればいいんじゃないかという貴重な御意見として、今後、参考に検討させていただければと思います。</p>
議長(藤野会長)	<p>恐らくそこまで絶対農業じゃなきゃ嫌っていう感じではなく、農業も林業もというのが、この中山間地の実情だと思いますので、その中で林業だけないのはどうかな、という御意見かなと思います。</p> <p>是非、参考にさせていただければ。林業振興課長、お願いします。</p>
林業振興課長 (前田課長)	<p>農業人フェアの方については、今の説明のとおりですが、林業にも同じようなフェアが東京をはじめ、それぞれの地方の会場で行われておりまして、そこに林業関係の団体が参加をされまして、来場者の方、就業希望者の方、関心を持っている方と一緒にお話をしながら、県内の事業体とマッチングを図る取組を実施しているところであります。</p>
議長(藤野会長)	<p>分かりました。ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、これで資料4につきましては、ここまでとしたいと思います。</p> <p>以上で、本日の議事終了します。</p> <p>議長の職、これで終わらせていただきます。</p>
司会 (三浦総括主幹)	<p>藤野会長、ありがとうございました。</p> <p>また、委員の皆様には、長時間にわたり御審議をいただき、ありがとうございました。</p>

事務局  
(森林計画課  
會田主幹)

それでは、次第の「7 その他」に移らせていただきます。  
事務局、お願いします。

事務局より4点ほど、連絡がございます。

1点目は、本日御審議をいただいた計画（中間整理案）に対し、さらに御意見やお気づきの点がある場合は、2週間以内にメール等で、森林計画課宛てに送付をお願いします。

2点目は、次回開催についてでございます。

次回は、令和3年8月に審議会の開催を予定しておりますが、上位計画である福島県総合計画の策定スケジュールにより、変更する場合がありますので、ご承知願います。

3点目は、森林審議会規程の改正についてです。

令和3年2月4日に議事録署名人の押印を廃止しております。

参考3に資料がございますので、後ほど御確認いただければと思います。

4点目は、本日の議事録についてです。

議事録につきましては、整理の上、御発言いただきました各委員に御確認をいただき、議事録署名人の署名後、写しを全委員へお送りいたします。

なお、議事録は、森林計画課ホームページで公表いたしますので御了承願います。

事務局から、連絡事項は以上でございます。

司会  
(三浦総括主幹)

以上をもちまして、令和2年度第7回福島県森林審議会を閉会いたします。  
本日は、誠にありがとうございました。